令和８年第１回臨時教育委員会会議録（要旨）

開会日　　令和８年３月３１日
場　所　　市役所４０６会議室
時　間　　午前９時００分　開会

（出席委員）

湯原教育長、滝委員、鈴木委員、村田委員、磯辺委員

（欠席委員）

なし

（委員以外の出席者）

滝教育部長、岩間学校教育課長、鈴木生涯学習課長、石森図書館長、
小山教育総務課長、遠山教育総務課総務学務係長、長谷川教育総務課主任

（次　第）

・議　　事　　議案第５号　教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事について
議案第６号　北茨城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
議案第７号　北茨城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
議案第８号　北茨城市「心の教室相談員」の委嘱について
議案第９号　北茨城市立学校歯科医の委嘱について
議案第１０号　北茨城市立学校医の委嘱について

（開　会）

教育総務課長

定刻となりましたので、湯原教育長よろしくお願いいたします。

教育長

　ただいまから、令和８年第１回臨時教育委員会を開会いたします。

教育総務課長

　続きまして、教育長より御挨拶をお願いいたします。

（教育長からの挨拶、教育長報告）

教育総務課長

　それでは、ここからの議事進行については教育長にお願いいたします。

（議案第５号　教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事について）

教育長

　それでは議案第５号　教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事について、教育部長から説明をお願いいたします。

教育部長

　（議案第５号　教育委員会事務局職員及び教育機関職員の人事について、説明。）

教育長

　説明の方が終わりましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

　（質問等無し）

　無いようでしたら、賛成の方は挙手を願います。

　（挙手全員）

　挙手全員ということで、議案第５号については可決といたします。

（議案第６号　北茨城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について）

教育長

　次に議案第６号　北茨城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、

担当課から説明をお願いいたします。

教育総務課長

（議案第６号　北茨城市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について、説明）

教育長

説明の方が終わりましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

（質問等無し）

無いようでしたら、賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員ということで、議案第６号については可決といたします。

（議案第７号　北茨城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について）

教育長

次に議案第７号　北茨城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、担当課から説明をお願いいたします。

教育総務課長

（議案第７号　北茨城市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、説明。）

教育長

説明の方が終わりましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

（質問等無し）

無いようでしたら、賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員ということで、議案第７号については可決といたします。

（議案第８号　北茨城市「心の教室相談員」の委嘱について）

教育長

次に議案第８号　北茨城市「心の教室相談員」の委嘱について、担当課から説明をお願いいたします。

学校教育課長

（議案第８号　北茨城市「心の教室相談員」の委嘱について、説明）

教育長

説明の方が終わりましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

（質問等無し）

無いようでしたら、賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員ということで、議案第８号については可決といたします。

（議案第９号　北茨城市立学校歯科医の委嘱について）

教育長

次に議案第９号　北茨城市立学校歯科医の委嘱について、担当課から説明をお願いいたします。

教育総務課長

（議案第９号　北茨城市立学校歯科医の委嘱について、説明。）

教育長

説明の方が終わりましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

（質問等無し）

無いようでしたら、賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員ということで、議案第９号については可決といたします。

（議案第１０号　北茨城市立学校医の委嘱について）

教育長

次に議案第１０号　北茨城市立学校医の委嘱について、担当課から説明をお願いいたします。

教育総務課長

（議案第１０号　北茨城市立学校医の委嘱について、説明。）

教育長

説明の方が終わりましたが、何か御質問等ございますでしょうか。

（質問等無し）

無いようでしたら、賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員ということで、議案第１０号については可決といたします。

（報告事項）

教育長

それでは、４の報告事項に入りますが、何かございますか。

生涯学習課長

（令和７年度の学校運営協議会の活動について、報告）

教育長

ただいまの報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

（質問等無し）

その他、報告はありますか。

学校教育課長

（令和７年度中学校卒業生の進路状況等について、報告）

教育長

ただいまの報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

（質問等無し）

その他、報告はありますか。

教育部長

（令和８年第１回市議会定例会について、報告）

教育長

ただいまの報告について、何か御質問等ございますでしょうか。

滝委員

タブレットの利用についてというところで、回答の中で現在のところ利用制限は考えていないという回答をなさったということなんですけれども、今後の方向性については、どうなんでしょう。

教育部長

そういった声を今回初めて認識したところですので、まずは教育委員会で作っているパソコンの活用ルールを、もちろん子供たちも保護者の方も理解して使用していますが、それをもう一度周知徹底を図る。家庭でも保護者の方に協力を得ながら、理解をしていただくというのがもう大前提としてありますが、これからもっとそういう声が出てくるようであれば、そういった制限も考えなくてはいけないと思いますが、基本はそのルールに基づいてやっていただくということを周知していくことが先決かなと思っております。

滝委員

国によっては、ＳＮＳの利用自体を何歳以下禁止という形をとってる国もどんどん増えてるという状況の中、やはりいろいろ問題が生じたときに、たどっていくとここに行き着いてしまう。そういう現状があることは我々も大人として認識した上で、次どうするかを考えていかなければならない事態ではないのかな、注視していかなくてはいけないなとそんな感じがしますね。

教育長

それでは５のその他に入りたいと思います。その他で何かございますか。

滝委員

前回の定例教育委員で、１年間通して行われてきた在り方検討委員会からの意見書を示されて興味深くお読みしたんですけども、よくまとまってるな、しかも具体的なまとめ方だなと思って見ました。そこでこの扱いですが、これからどういうふうにこれが利用されるのか、その扱いはどうなるのか。全てこれで動くと受け取らないですよね。これはあくまでも教育長さんがよく言われていた、どちらかというと、包括的な大きな方向性を感じ取るというか、示してもらうんだというような話を聞いたのですけども、すごく具体的に何年後までとか、第１段階から第４段階と詳しく、素晴らしいなと思って見てきたんですけども、その辺りの扱い方をちょっとお話しください。

教育長

あくまでも意見を受けるということで今回委員会を立ち上げたものですので、それをたたき台に、今後どのような委員会を立ち上げるかは検討中なのですが、中郷学区のことについては、独立して進んでいくと思うのですけれども、その他の学区につきましては、来年度、令和８年度に学校の在り方検討委員会の意見をたたき台にした委員会なり、何かを立ち上げてさらに具体的に進めていくということになっていきます。

滝委員

今回の意見書の中で、興味深くということでごもっともだなっていうのがあって、まず考え方及び今後の対応というところ。地域の方の中には、学校を残して欲しいと話す方もいるが、小規模校の保護者では、最初から近隣の大きな学校に入学させるという流れが増えている。そういうことで転校させたところで、今度は地域の人の目を気にする保護者がいて、実際そういうのも聞いてるんですよね。非常に嫌なんだとかそういった話もあって。そこで行政で早めに決断することも必要であるというのが、考え方の一つとしてここに示されるから、やはりいろいろな情報が入ってるんだなと受け止めて読ませてもらいました。それからそれと似たものなんですけれども、児童数減少に加え、指定校変更による他校へ入学する児童の増加していて、どんどんいろいろな理由で指定校変更して、そうすると入学者１人とかそういう状況が生まれてきている。そういうことを考えると、できる限り早期に具体的な検討を開始して、早く示してあげる必要があるのかなという気がしました。それに伴うことでいくつか出てきてますけれども。それとこれは開示というか一般の方には公開はするのですか。

教育長

公開はしません。自由な意見を出していただいてということで委員をお願いしていあますので、外部には出しません。外部に出すのは、この次の段階、この意見をたたき台にしてこういったことを進めるというときには出しますけれども。

すごく具体的に意見をしていただいたわけなんですけれども、丁寧にやっていくということで、まず在り方検討委員会で自由な意見を求め、そして具体的に進んでいこうという考えなのですけれども、状況を見ていくと丁寧かつある程度スピード感を持ってやっていかないと駄目なんだろうというのは、本当に非常に思います。

滝委員

もう一ついいですか。磯部委員が一番、教育長も詳しいかな。中高一貫校と義務教育学校の違いって何かふわっとした理解のまま進んでるような気がするんですよね。義務教育学校になるとこんなことができるとか。例えば、現在検討している中郷第一小学校と中郷中学校の統合による義務教育学校について､カリキュラムの違い等の問題がある。中二と石岡を卒業して、中学校になって入ってくるとカリキュラム上問題があるというニュアンスで書いてあると思うんですけども、この辺の理解も自分としてはまだあやふやなのではっきりしておいてた方がいいなと。

教育長

関本小中学校は、あくまでも関本小学校と関本中学校なんです。ですので、磯部委員も私も関本中学校の校長で、兼務で関本小学校の校長もということでしたが、義務教育学校になると校長は１人、そして職員間で大きく違うのは、一応兼務発令は関本小中も出しますけれども、中学校に入っている教員が小学校の担任はできないんです。義務教育学校だと、前期課程も後期課程も自由に教員は行き来ができるっていうことは非常に大きいというところがあります。

滝委員

担任制も非常にしやすくなるそうですね。そういう意味で大変いいんだけども、心配なのは教育課程カリキュラム、ここで心配してるのはそれなんでね。独自のカリキュラムでやっていいんだよ。石岡、中二は普通のカリキュラムでやってきて、卒業して中学校入学というところでズレができちゃうんですよ。過不足が出てきて、自分はやってないとか。そんな可能性もあるんじゃないかという心配をしてるわけだけども、これはそ

こまで深く考えなくていいんだよね。

教育長

学習指導要領に従っていずれの学校もやるので。ただ、その中で６・３制ではなくて、４年生までででひと区切りにしたりといったこともある程度やっていける、そういう自由度があるというところなので。学習の内容については、国の定めているものに従ってやっていくのことなので、それが片方の学校はやって、片方の学校はやってないということはないです。関本もある程度一貫校の特色ということでやっているわけですけれども、それをもう少し自由度が高く、校長の裁量でできるというところです。

滝委員

了解しました。

教育長

その他、ございますでしょうか。

教育総務課長

本日の会議が今年度最後の会議となります。解任、異動なされる方に一言御挨拶をいただきたいと思います。

（滝教育部長、岩間学校教育課長、鈴木生涯学習課長、長谷川教育総務課主任　挨拶）

（閉　会）

教育長

以上をもちまして、令和８年第１回臨時教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会　午前９時５１分